

「ご契約のしおり・約款」をT&Dフィナンシャル生命のホームページ上でいつでも簡単に閲覧することができます

二次元コードから



検索・URLから

T&Dフィナンシャル生命のHPにアクセスしてください。

1 T&Dフィナンシャル生命

URL <https://www.tdf-life.co.jp>

2 「Web約款番号・特別勘定のしおり番号」入力欄に5桁のWeb約款番号「26022」を入力して **Q** をクリックしてください。

Web約款番号 特別勘定のしおり番号 **26022**

「ご契約のしおり・約款」の冊子をご希望のお客さま

お申込時に、タブレット端末または申込書にて「冊子を希望」を選択してください。後日、お客さまへ「ご契約のしおり・約款」の冊子をお送りします（ご契約の成立・不成立にかかわらず送付されますのでご了承ください）。お申込後でも、「ご契約のしおり・約款」の冊子をご希望される場合は請求いただくことができます。ご希望の場合は、T&Dフィナンシャル生命お客さまサービスセンターへお申出ください。

みんなにやさしい年金保険2

みんなにやさしい年金保険2

無配当生存保障重視型個人年金保険（I型）
無配当介護認知症保障型個人年金保険（通貨選択・I型）

ご契約の際には「設計書」「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください

- 「設計書」は、ご契約に適用される積立利率等を記載しています。ご契約前に必ずご確認ください。
- 「ご契約のしおり・約款」はご契約についての大切な事項、必要な知識等についてご説明しています。必ずご一読ください。

「ご契約のしおり・約款」の記載事項の例

- クーリング・オフ制度（お申込の撤回・ご契約の解除）について
- 告知義務について
- 責任開始期と契約日について
- 保険金を支払わない場合について
- 諸費用について
- 解約と減額について

くわしくは、この保険の販売資格をもつ募集人にご相談ください。

お申込みいただく際には、お客さまのライフプランなどのほか、公的保険制度の保障内容も踏まえてご検討ください。



公的保険について [金融庁ホームページ https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html](https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html)

保険販売資格をもつ募集人について

■三菱UFJ銀行の担当者（保険販売資格をもつ募集人）は、お客さまとT&Dフィナンシャル生命との保険契約締結の媒介を行なう者であり、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込に対してT&Dフィナンシャル生命が承諾したときに有効に成立します。

募集代理店（三菱UFJ銀行）からのご説明事項

- 「みんなにやさしい年金保険2」にご契約いただくか否かが、三菱UFJ銀行におけるお客さまの他のお取引に影響を及ぼすことは一切ありません。
- 「みんなにやさしい年金保険2」はT&Dフィナンシャル生命を引受保険会社とする生命保険です。このため預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません。
- 三菱UFJ銀行は、「みんなにやさしい年金保険2」の引受保険会社であるT&Dフィナンシャル生命の支払能力を保証するものではありません。
- 法令により、銀行が保険募集を行なう際には、「構成員契約規制」の対象となるお客さまへの募集について規制があります。三菱UFJ銀行では、法令を遵守し公正な保険募集を行なうために、お客さまのお勤め先等について、あらかじめお客さまからお伺いし、万一「規制に該当しないこと」が確認できない場合には、保険募集をしませんのでご了承ください。

（お問合せ、ご照会先）
[募集代理店]

MUFG 株式会社 三菱UFJ銀行

三菱UFJ銀行コールセンター[保険]

0120-860-777

月～金曜日 9:00～17:00（祝日・12/31～1/3等を除く）
<https://www.bk.muftg.jp>

（ご契約後のご照会先）
[引受保険会社]

T&Dフィナンシャル生命保険株式会社

〒105-0023 東京都港区芝浦1-1-1

お客さまサービスセンター

0120-302-572

受付時間 9:00～17:00（土・日・祝日等を除く）
<https://www.tdf-life.co.jp>



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

契約締結前交付書面
（契約概要／注意喚起情報）
兼 商品パンフレット



「契約締結前交付書面」は、ご契約のお申込に際しての重要な事項を「契約概要」「注意喚起情報」に分類のうえ記載しています。ご契約前に内容を十分にご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。



この商品は、T&Dフィナンシャル生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、元本割れすることがあります。また、預金保険制度の対象ではありません。

解約時の市場金利の変動等により、損失が生じることがあります。

[募集代理店]

MUFG 株式会社 三菱UFJ銀行

[引受保険会社]

T&Dフィナンシャル生命

この保険の引受保険会社はT&Dフィナンシャル生命保険株式会社です。株式会社三菱UFJ銀行はT&Dフィナンシャル生命保険株式会社の募集代理店です。

着実な運用で将来のご資金を充実させたい、介護や認知症にそなえたい

Point 1 基本保険金額以上の年金原資額がご契約時に確定します

Point 2 据置期間は5年・10年から選択できます

Point 3 目的にあわせてコースを選択できます

⚠️ コースの変更はできません。

据置期間中の死亡保険金や解約払戻金は抑制して、どちらのコースも年金原資を大きくしています

しくみ図 (イメージ)

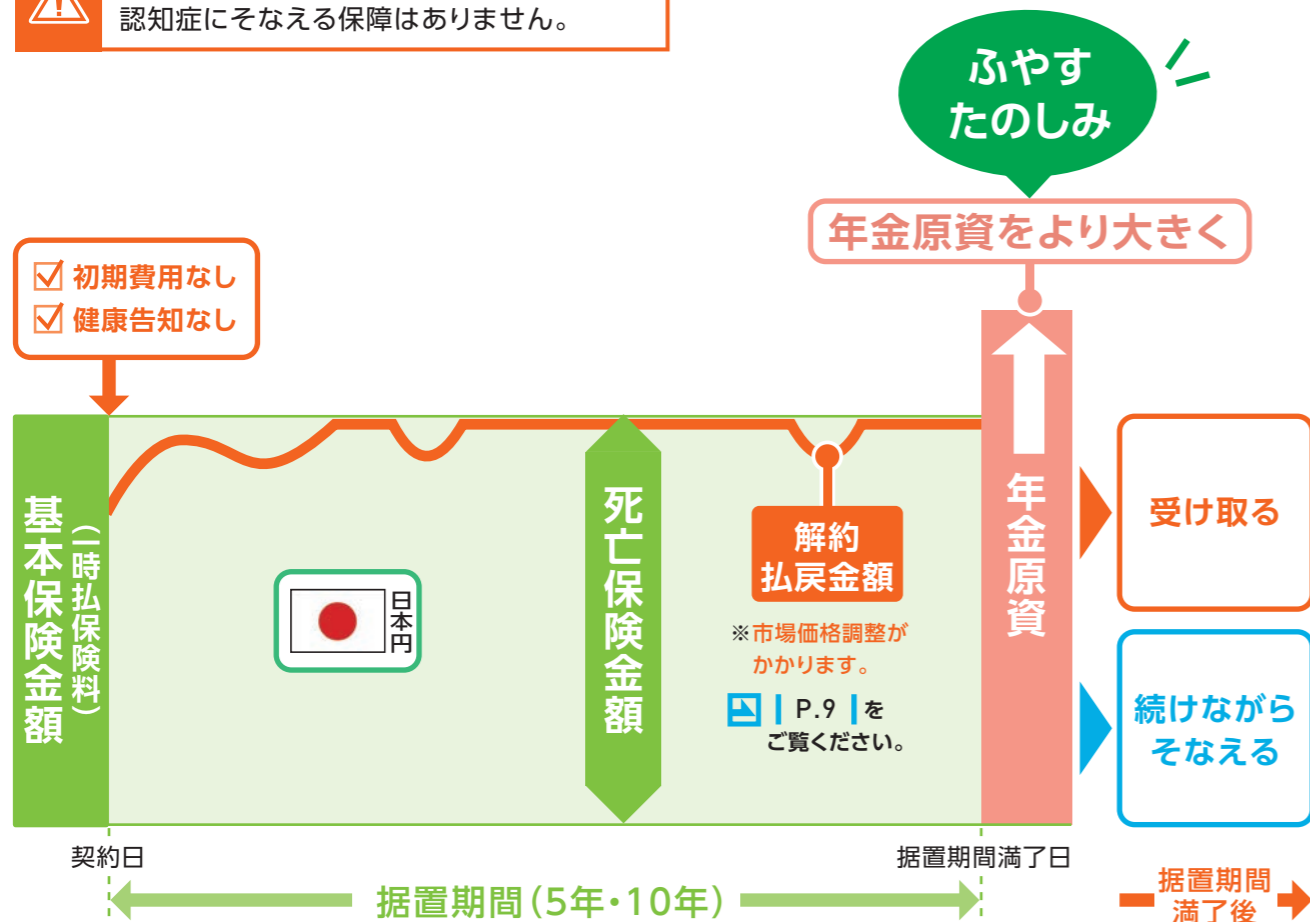
しくみ図(イメージ)は、減額等があった場合を想定しておらず、将来の

死亡保険金額等を保証するものではありません。

年金重視コース

- 据置期間中の介護や認知症にそなえる保障を無くすことで介護認知症保障コースより高い積立利率が設定されます。
- そのため、将来の年金原資額をより大きくふやすことができます。

⚠️ 年金重視コースには、据置期間中の介護や認知症にそなえる保障はありません。



介護認知症保障コース

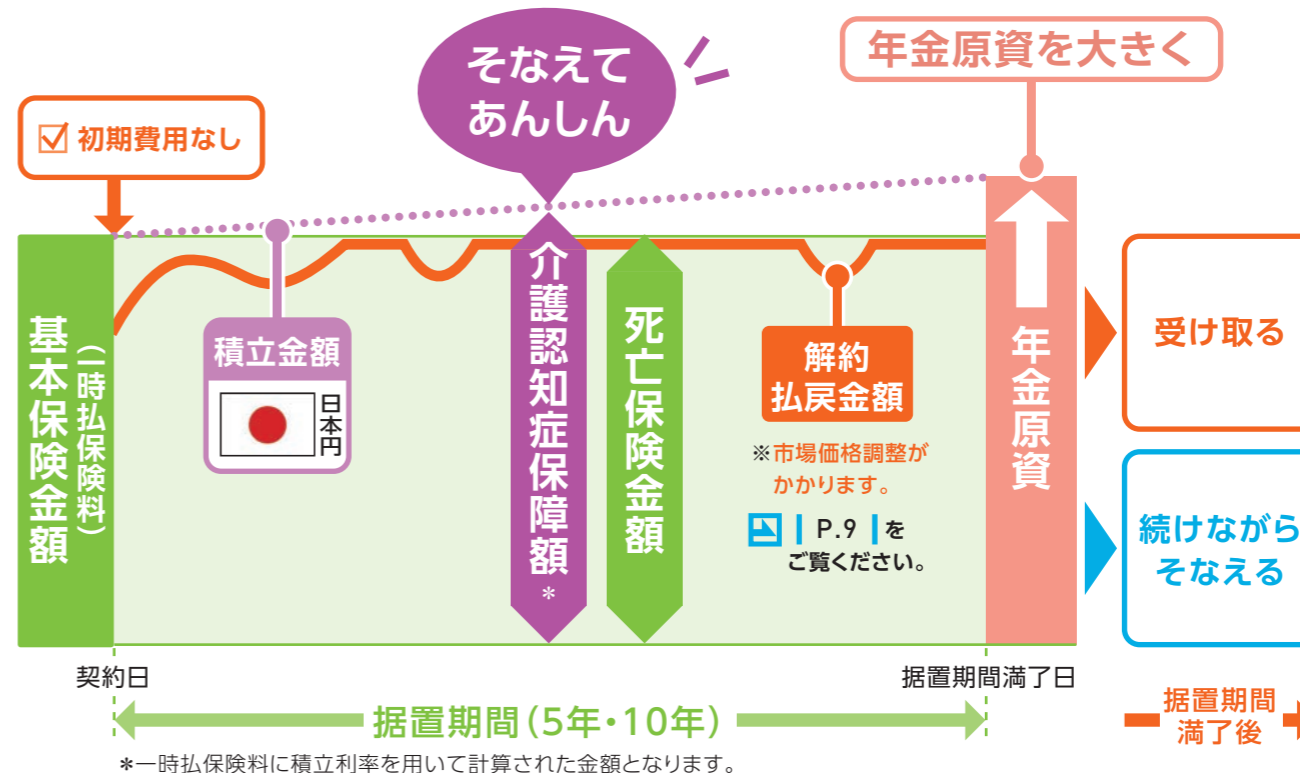
- 基本保険金額以上の介護認知症保障額でそなえられます。
- 据置期間中に、つぎの状態となった場合、介護認知症保障額が受け取れます。

公的介護保険制度 要支援1以上

認知症と診断確定

📄 介護認知症に関する保障について、くわしくは、P.3・P.14をご覧ください。

- つぎの告知項目の確認が必要となります。
 - 「現在、公的介護の要介護(要支援を含む)認定を受けていますか、あるいは認定の申請中ですか。」
 - 「今までに、医師により、認知症または軽度認知障害と診断されたことはありますか。」
- ※現在、診断結果待ちまたは検査結果待ちの場合や疑いと診断された場合を含みます。



据置期間満了後は、どちらのコースも保障の継続や受取方法をお選びいただけます

受け取る
📄 P.4 をご覧ください。

年金受取
一括受取

続けながらそなえる
📄 P.5~6 をご覧ください。

再度据え置く
📄 P.5~6 をご覧ください。
🔄 再度据え置く
📄 P.5~6 をご覧ください。

⚠️ 解約払戻金額は、どちらのコースも一時払保険料を下回る可能性があります。
📄 解約払戻金額について、くわしくは、P.17 をご覧ください。
※解約払戻金額の上限は、基本保険金額(一時払保険料)と同額となります。

※この商品パンフレットでは「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」に記載されております「無配当生存保障重視型認知症年金原資額」を「介護認知症保障額」として記載しております。

個人年金保険(I型)を「年金重視コース」、「無配当介護認知症保障型個人年金保険(通貨選択・I型)」を「介護認知症保障コース」、主契約による「介護

基本保険金額以上の 介護認知症保障額でそなえられます

受け取る 受取方法をお選びいただけます

据置期間中の介護認知症保障

介護認知症保障コースのみ

- 据置期間中、公的介護保険制度の「**要支援1**」以上に認定または「**認知症**」と診断確定された場合、**基本保険金額（一時払保険料）に積立利率を用いて、経過期間により計算された介護認知症保障額**が受け取れます。
- 介護認知症保障額は、介護認知症年金（介護認知症保障額を確保した終身年金）として受け取れます。介護認知症年金でのお受取に代えて、一時金でお受取りいただくこともできます。
- 介護認知症年金のお受取期間中に被保険者がお亡くなりになった場合、介護認知症年金原資額からすでにお支払事由が生じた介護認知症年金の合計額を差し引いた残額*をお受取りいただけます。
*残額がない場合は支払われません。

「要支援1」認定の目安

- **入浴**や**掃除**など日常生活の一部に見守りや手助けが必要。

出所:公益財団法人 生命保険文化センター「定年GO!(2023年4月改訂)」よりT&Dフィナンシャル生命作成



「認知症」と診断確定される場合

- 医師により器質性認知症と診断確定され、**器質性認知症**を原因として、意識障害がないにも関わらず**見当識障害**がある状態。

器質性認知症とは

- アルツハイマー病の認知症
- パーキンソン病の認知症
- 血管性認知症
- レビー小体型認知症 など

見当識障害とは

単なる「もの忘れ」ではなく、時間や季節、今いる場所や人がわからなくなるといった障害のことをいいます。

「認知症」と診断確定される場合について、くわしくは、[「ご契約のしおり・約款」](#)をご覧ください。

ご自身での請求が困難な場合、ご家族にサポートいただくことができます。くわしくは、[P.7](#)をご覧ください。



- 介護認知症年金原資額は、介護認知症年金支払開始日（第1回の介護認知症年金のお支払事由が生じた日）の積立金額となります。
- 介護認知症保障額（介護認知症年金）をお支払いした場合、据置期間満了後の年金はお支払いしません。

ご参考

当社外部提携サービス 介護コンシェルのご利用について

- 「介護コンシェル」はT&Dフィナンシャル生命との提携により、株式会社インターネットインフィニティが提供するサービスです。
- お客さまが介護や認知症で困ったときに、ご相談や実務のお手伝いが可能です。
- 「介護コンシェル」は介護認知症保障コースにご加入いただいたお客さま、後述の終身保険移行特約とあわせて介護認知症年金支払移行特約を付加され、サービス利用のお申込をいただいたお客さま、ならびに2親等内の親族まで**追加の費用負担なく**ご利用いただけます。

サービス内容



電話・メール相談



施設紹介・見学手配



ケアマネジャー紹介

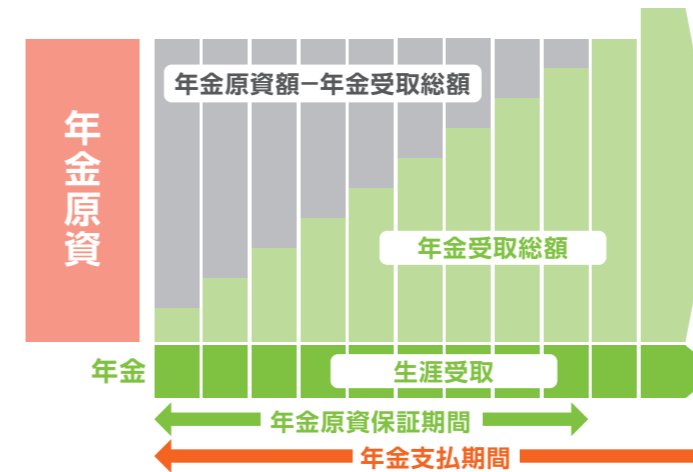


認知症予防ツールの提供

※これらのサービスは、2026年4月現在のものであり、将来変更される場合があります。

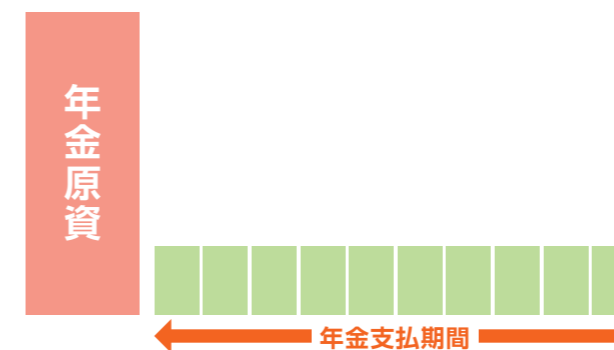
年金で受け取る

年金原資確保型終身年金



- 被保険者が生存されている限り年金をお受取りいただけます。
- 年金原資保証期間中に被保険者がお亡くなりになった場合、年金原資額からすでにお支払事由が生じた年金の合計額を差し引いた残額*をお受取りいただけます。
*残額がない場合は支払われません。

確定年金



- あらかじめ定めた期間、一定の金額の年金をお受取りいただけます。

【年金支払期間】

5年	10年	15年	20年
25年	30年	35年	40年

※年金支払開始年齢によっては選択できない年金支払期間があります。

一括で受け取る



- 年金支払開始日に年金でのお受取に代えて、年金原資を一括でお受取りいただくことができます。

たとえば

介護マンション入居費用に おうちのリフォーム費用に



受取方法について、くわしくは、[「ご契約のしおり・約款」](#)をご覧ください。

商品パンフレット

契約概要

注意喚起情報

続けながら
そなえる

据置期間満了後、再度据え置いて運用を継続できます

続けながら
そなえる

据置期間満了後、終身保険に移行して介護認知症保障を準備できます

再度据え置く 年金支払開始日の変更

- 据置期間満了時に、変更前の年金支払開始日を変更基準日として、年金支払開始日を変更することで、運用を継続することができます。
- 年金支払開始日の変更後、変更となる主な内容はつぎのとおりです。

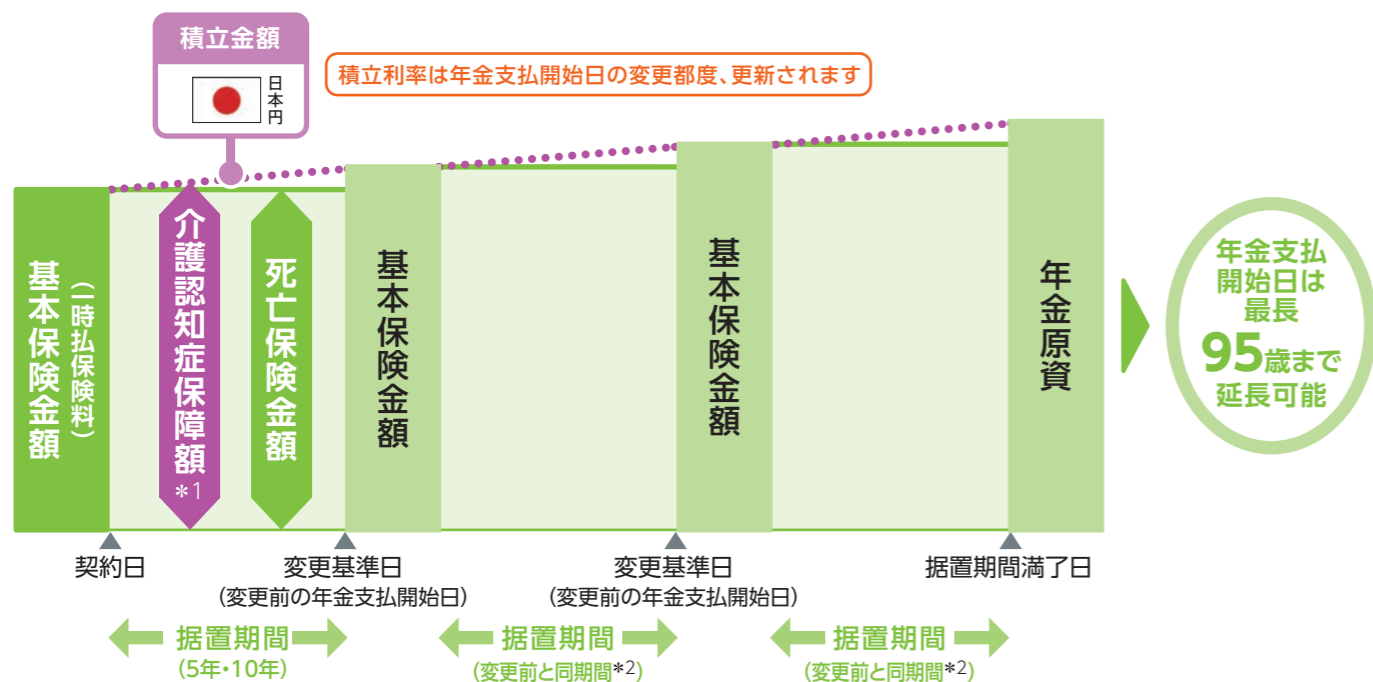
年金支払開始日の変更前		年金支払開始日の変更後
一時払保険料	基本保険金額	変更基準日の前日の積立金額をもとに計算された金額
基本保険金額(一時払保険料)と同額	死亡保険金額	変更基準日の基本保険金額と同額(変更基準日の前日の積立金額をもとに計算された金額)
契約日の積立利率	積立利率	変更基準日の積立利率
基本保険金額(一時払保険料)に契約日の積立利率を用いて計算された金額	介護認知症保障額*1	変更基準日の基本保険金額(変更基準日の前日の積立金額をもとに計算された金額)に変更基準日の積立利率を用いて計算された金額
据置期間満了日の翌日	年金支払開始日	年金支払開始日の変更後の据置期間満了日の翌日
5年・10年	据置期間	変更前と同期間*2

*減額等が無い場合について記載しています。

⚠ 据置期間満了時もコースの変更はできません。

しくみ図(イメージ)

しくみ図(イメージ)は、減額等があった場合を想定しておらず、将来の死亡保険金額等を保証するものではありません。



*1 介護認知症保障コースの場合。

*2 変更後の年金支払開始日における被保険者の年齢が95歳を超える場合には、年金支払開始日の変更はできません。

終身保険移行特約 (介護認知症年金支払移行特約も同時に付加することができます)

- 年金支払開始日を移行日として、終身保険移行特約を付加することにより、**年金原資を原資とした終身保険**に移行することができます。
- 終身保険移行後の解約払戻金額は、**金利変動の影響を受けません**。
- 終身保険移行特約を付加する際、介護認知症年金支払移行特約をあわせて付加することが可能です。終身保険移行後に下記支払要件に該当し、介護認知症年金への移行を請求された場合、解約払戻金を原資として、介護認知症年金を生涯にわたって受け取ることができます(一括受取も可)。

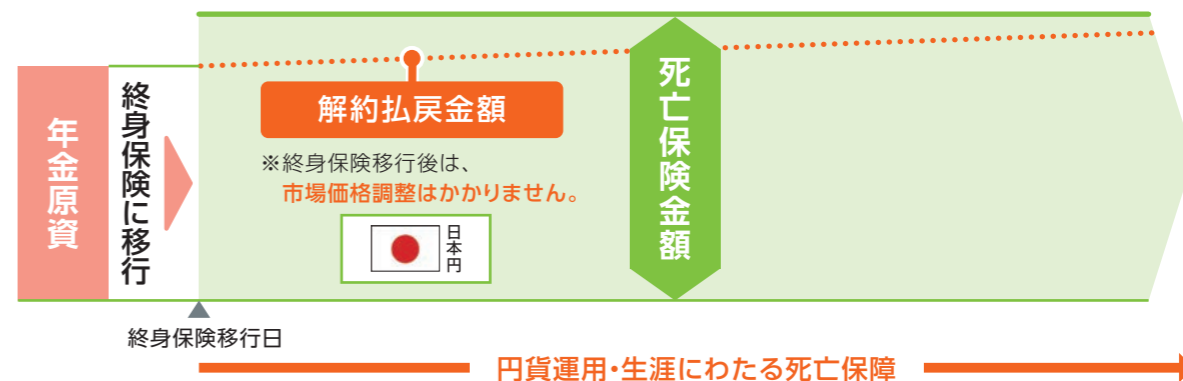
支払要件 公的介護保険制度の「要支援1」以上に認定または「認知症」と診断確定

ご自身での請求が困難な場合、ご家族にサポートいただくことができます。くわしくは、P.7をご覧ください。

終身保険移行特約を付加した場合

しくみ図(イメージ)

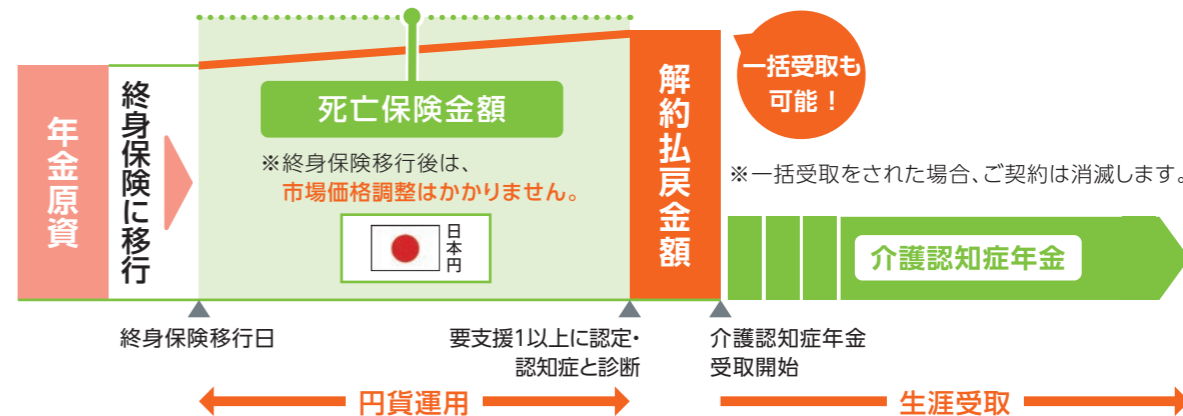
しくみ図(イメージ)は、減額等があった場合を想定しておらず、将来の死亡保険金額等を保証するものではありません。



終身保険移行特約・介護認知症年金支払移行特約を付加した場合

しくみ図(イメージ)

しくみ図(イメージ)は、減額等があった場合を想定しておらず、将来の死亡保険金額等を保証するものではありません。



年金支払開始日の変更・終身保険移行特約・介護認知症年金支払移行特約・指定代理請求特約について、くわしくは、[「ご契約のしおり・約款」](#)をご覧ください。

商品パンフレット

契約概要

注意喚起情報

大切なご契約を、ご家族にサポートいただくことが可能です



父(ご契約者)

判断能力の低下等により意思表示が困難になっても…



代理人



お手続きが可能に!

ご利用方法

お申込時またはご契約成立後、指定代理請求特約、ご家族あんしんサービスの利用をお申し入れください。

	対象範囲	指定できる時期
指定代理請求特約	被保険者の配偶者 被保険者の直系血族 被保険者の3親等内の親族 ※その他上記以外で特別な事情があると、T&Dフィナンシャル生命が認めた方	お申込時 ご契約成立後
ご家族あんしんサービス	ご契約者の配偶者または3親等内の親族 同居もしくは同一生計の方(同性パートナー等) 保険金等の受取人または指定代理請求人	ご契約成立後

ご契約内容の確認と変更(ご家族あんしんサービス)

ご登録いただいた方には、いつでもご契約に関する情報を開示します。

ご契約者が意思判断能力の低下等によりお手続きができない場合、ご登録いただいた方は住所や電話番号等の登録情報の変更や、ご契約の内容変更が可能となります。

※ご登録いただいた方が、契約者、保険金等の受取人、指定代理請求人を変更することはできません。

保険金等の請求(指定代理請求特約・ご家族あんしんサービス)

意思判断能力の低下等により、ご契約者が受取人となる保険金等を請求できない場合、ご契約者に代わって指定代理請求人、ご登録いただいた方が請求することが可能となります。

※指定代理請求特約の指定代理請求人と、ご家族あんしんサービスの登録者が異なる場合、保険金等の請求は指定代理請求特約の指定代理請求人が優先されます。

※ご家族あんしんサービスの登録者が代理で請求する場合、登録者の口座にお支払いできる金額は2,000万円が上限となります。



- ご契約者に成年後見人等の法定代理人がいる場合、法定代理人が優先されます。
- 請求した介護認知症年金を被保険者のための費用(治療費や入院費等)以外に使用した場合、**贈与税や所得税が課せられる可能性があります。**



ご家族あんしんサービスをご利用になる場合は、こちらをご覧ください▶





充実したアフターフォロー

お電話やインターネットでできるご請求・お手続きについて

ご契約に関するサービス

		電話サービス	インターネットサービス
情報提供	契約内容照会	●	●
電話・インターネットで完結するお手続き	住所変更、生命保険料控除証明書の再発行	●	●
	解約 ※基本保険金額が5,000万円以下の場合に限りです。		●
書類が必要なお手続き	解約	●	
	死亡保険金(各種給付金)請求	●	
	名義変更/改姓、保険証券再発行 契約内容の変更	●	●

ご利用いただけるサポート

		ご照会	ご利用申込*
健康相談・健康サポート	M3 Patient Support Program® スマートフォンやパソコンから24時間365日、医師に相談できる等のサービスを提供します。	●	
権利や財産を守るためのご相談先紹介サービス	成年後見センター・リーガルサポート 成年後見制度をはじめとした、判断力が不十分な方の権利や財産を守るためのご相談先を紹介するサービスです。  (くわしくはこちらから)	●	
大切なご契約をご家族がサポート	ご家族あんしんサービス(ご家族登録制度) 契約者だけでなく登録されたご家族でも、ご契約内容のご確認や手続き書類の送付依頼ができる制度です。  (くわしくはこちらから)	●	●
介護・認知症サポート	介護コンシェル お客様の「介護」や「認知症」に関する不安やお悩みの解決を充実のサービスでサポートします。 ※対象のご契約の場合に限りです。	●	●
健康増進・オフタイム充実コンテンツ	T&Dクラブオフ 国内外のリゾートホテルやレジャー施設等がお得な優待料金でご利用いただけます。	●	●

*「T&D クラブオフ」については、T&D クラブオフアライアンス事務局で承ります。

※サービスメニューによりご利用可能時間が異なります。また、保険種類、契約内容によりご提供できるサービス内容が異なります。

※「ご利用いただけるサポート」について、くわしくはご契約時にお渡しする「サービスガイド」をご確認ください。

※「M3 Patient Support Program®」は「エムスリー株式会社」、「介護コンシェル」は「株式会社インターネットインフィニティ」、「T&D クラブオフ」は「株式会社リロクラブ」が、T&Dフィナンシャル生命との提携により提供するサービスです。

※これらのサービスやサポートは、2026年4月現在のものであり、将来変更される場合があります。

インターネットサービスのご利用について

初めてインターネットサービスをご利用の際は、利用申込手続きが必要となります。

インターネットサービスの利用申込手続きについてはこちら

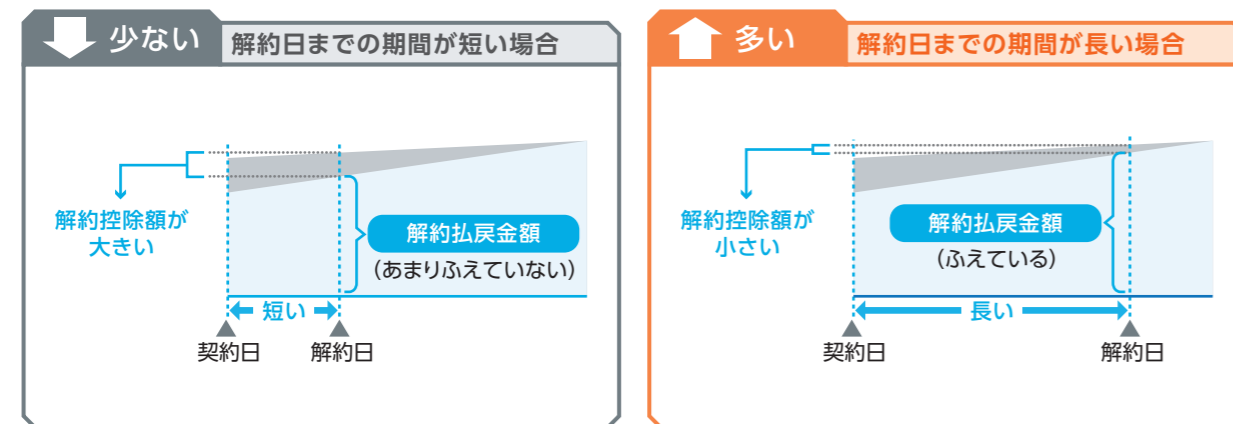


中途解約時の解約払戻金額の変動について

- ⚠️ 解約日までの期間が短い場合、解約控除額が高くなり、一時払保険料を下回る可能性が高くなります。 >>> 下記 **1** をご覧ください。
- 市場金利が上昇した場合、市場価格調整により一時払保険料を下回る可能性があります。 >>> 下記 **2** をご覧ください。

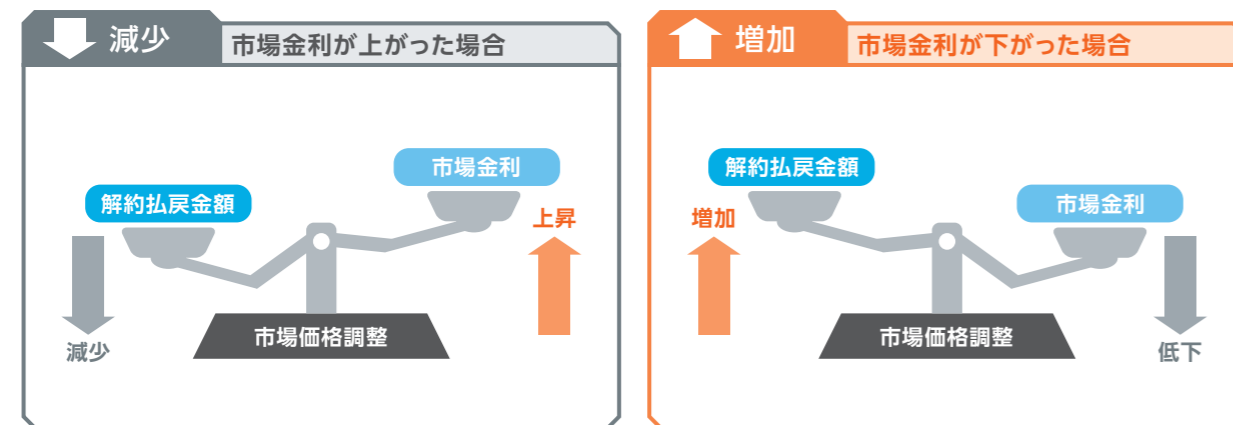
1 解約日までの期間の影響

解約払戻金額は契約日から解約日までの期間が短いほど少なくなる可能性が高まります。



2 市場金利の影響(市場価格調整)

一般的に解約払戻金額は契約日より解約日の市場金利が下がれば増加し、上がれば減少します。



契約締結前交付書面
(契約概要／注意喚起情報)

契約締結前交付書面 (契約概要)

無配当生存保障重視型個人年金保険(I型):年金重視コース
無配当介護認知症保障型個人年金保険(通貨選択・I型):介護認知症保障コース

- この「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に内容を十分にご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。
- 記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表例を示しています。お支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については **目次「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。**

1 引受保険会社の商号と住所等について

- 商号 …… T&Dフィナンシャル生命保険株式会社
- 住所 …… 〒105-0023 東京都港区芝浦1-1-1
- お問い合わせ先 …… T&Dフィナンシャル生命 お客様サービスセンター

☎ 0120-302-572

ホームページ <https://www.tdf-life.co.jp>

2 この保険の仕組みについて

- 「みんなにやさしい年金保険2」は、対象となる指標金利に応じた運用資産の価格変動の影響を解約払戻金額に反映させる仕組みとなっており、また死亡保険金額および解約払戻金額を一定金額以下に抑制する一方で、年金原資額、**介護認知症年金原資額(介護認知症保障コースの場合)**について、基本保険金額以上の金額を保証する仕組みの個人年金保険(生命保険)です。
- 対象となる指標金利はつぎのとおりとなります。
据置期間5年:日本国債利回り(5年)
据置期間10年:日本国債利回り(10年)
- 被保険者が据置期間中に介護認知症年金のお支払事由に該当した場合、**介護認知症年金をお支払いします。(介護認知症保障コースの場合)**
被保険者が据置期間中にお亡くなりになられた場合、死亡保険金をお支払いします。
被保険者が年金支払期間中にご生存の場合、年金をお支払いします。
- 介護認知症年金や死亡保険金または年金のお支払金額について、くわしくは、**
P.13 | 「契約概要 3 保障内容について」をご覧ください。



- 死亡保険金額および解約払戻金額は、一時払保険料(年金支払開始日変更後は基本保険金額)を上回ることはありません。
- 解約払戻金額は、対象となる指標金利の変動および解約控除率の適用により、**一時払保険料を下回る可能性があります。**

基本保険金額、積立金額、基本払戻金額について

- ご契約時の基本保険金額は、一時払保険料と同額となります。
- 積立金額は、一時払保険料に積立利率を用いて、経過期間により計算された金額となります。積立利率は、ご契約日の積立利率が年金支払開始日の前日まで適用されます。
- 基本払戻金額は、積立金額に対象となる指標金利に応じた市場価格調整と解約控除率を反映させた金額となります。

積立利率について

- 積立利率は毎月2回(1日と16日)設定され、お申込から契約日の間に積立利率が変更となった場合、変更後の積立利率が適用されます。
- 積立利率は基準金利に最大1.5%を増減させた範囲内でT&Dフィナンシャル生命の定めた率から、ご契約の維持等に必要の費用を差し引いて設定されます。

基準金利について

- 積立利率を定める際に用いる値をいい、積立利率を設定する日の3営業日前に会社を取得する直前3日間(会社の営業日に限るものとします。)における指標金利を、会社の定める方法で計算した平均値とします。

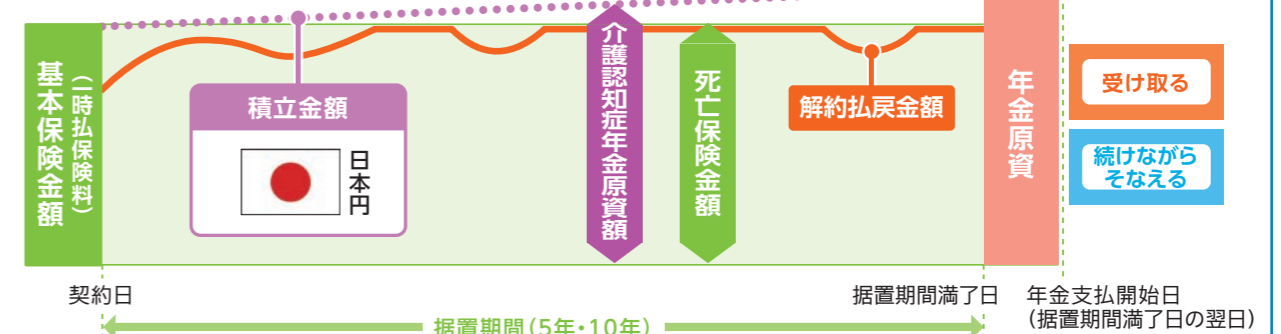
しくみ図〈イメージ〉

しくみ図〈イメージ〉は、減額等があった場合を想定しておらず、将来の死亡保険金額等を保証するものではありません。

<年金重視コース>



<介護認知症保障コース>



年金支払開始日の変更について

- 年金支払開始日前に限り、変更前の年金支払開始日を変更基準日として、年金支払開始日を変更することができます。
- 年金支払開始日変更後の基本保険金額、積立金額は、つぎのとおりとなります。
 - 変更基準日の基本保険金額は、変更基準日(変更前の年金支払開始日)の前日の積立金額をもとに計算された金額となります。
 - 年金支払開始日変更後の積立金額は、変更基準日の基本保険金額に積立利率を用いて、変更基準日からの経過期間により計算された金額となります。積立利率は、変更基準日の積立利率が変更後の年金支払開始日の前日まで適用されます。
- 年金支払開始日変更後の据置期間は、変更前の据置期間と同期間とします。

※変更後の年金支払開始日における被保険者の年齢が95歳を超える場合には、年金支払開始日の変更はできません。

3 保障内容について

名称	お支払事由	お支払金額
介護認知症年金 <small>介護認知症保障コースのみ</small>	被保険者が据置期間中に公的介護保険制度の要支援1以上または所定の認知症に該当し、介護認知症年金支払日に生存されているとき	介護認知症年金支払開始日(第1回の介護認知症年金のお支払事由が生じた日)における積立金額を介護認知症年金原資として計算した介護認知症年金額
死亡保険金	被保険者が据置期間中に死亡されたとき	被保険者が死亡された日の基本保険金額と同額
年金	被保険者が年金支払期間中の年金支払日に生存されているとき	年金支払開始日の前日における積立金額を年金原資として計算した年金額



- 死亡保険金をお支払いした場合、ご契約は消滅します。
- 契約日から2年以内に被保険者が自殺した場合、契約者が故意に被保険者を死亡させた場合、告知義務違反の場合等は、死亡保険金のお支払ができない場合があります。

くわしくは、[「ご契約のしおり・約款」](#)をご覧ください。

4 年金のお受取について

名称	概要
据置期間中 介護認知症年金 <small>介護認知症保障コースのみ</small>	<ul style="list-style-type: none"> ● 被保険者が公的介護保険制度の「要支援1」以上または所定の「認知症」に該当し、生存している限り介護認知症年金をお受取りいただけます。 ● 介護認知症年金原資保証期間中に介護認知症年金でのお受取に代えて、「介護認知症年金原資額からすでにお支払事由が生じた介護認知症年金の合計額を差し引いた金額」を一括でお受取りいただけます。その場合、ご契約は消滅します。 ● 介護認知症年金原資保証期間中に被保険者がお亡くなりになった場合、「介護認知症年金原資額からすでにお支払事由が生じた介護認知症年金の合計額を差し引いた金額」に相当する金額を一時金でお支払いします。 <p>【介護認知症年金原資保証期間】 介護認知症年金支払開始日からその日を含めてお支払いした介護認知症年金の合計額がはじめて介護認知症年金原資額以上となる第2回以後の介護認知症年金支払日の前日までの期間</p>
据置期間満了後 確定年金	<ul style="list-style-type: none"> ● あらかじめ定めた期間、一定の金額の年金をお受取りいただけます。 ● 年金支払期間中に年金でのお受取に代えて、「年金支払期間の残存期間に対する年金の現価に相当する金額」を一括でお受取りいただけます。その場合、ご契約は消滅します。 ● 年金支払期間中に被保険者がお亡くなりになった場合、「年金支払期間の残存期間に対する年金の現価に相当する金額」を一時金でお支払いします。 <p>【年金支払期間】 5年・10年・15年・20年・25年・30年・35年・40年 ※年金支払開始年齢によっては選択できない年金支払期間があります。</p>
据置期間満了後 年金原資確保型 終身年金	<ul style="list-style-type: none"> ● 被保険者が生存している限り年金をお受取りいただけます。 ● 年金原資保証期間中に年金でのお受取に代えて、「年金原資額からすでにお支払事由が生じた年金の合計額を差し引いた金額」に相当する金額を一括でお受取りいただけます。その場合、ご契約は消滅します。 ● 年金原資保証期間中に被保険者がお亡くなりになった場合、「年金原資額からすでにお支払事由が生じた年金の合計額を差し引いた金額」に相当する金額を一時金でお支払いします。 <p>【年金原資保証期間】 年金支払開始日からその日を含めてお支払いした年金の合計額がはじめて年金原資額以上となる第2回以後の年金支払日の前日までの期間</p>
一括受取	年金でのお受取に代えて、年金原資を一括でお受取りいただけます。



- 介護認知症年金をお支払いした場合、据置期間満了後の年金はお支払いしません。(介護認知症保障コースの場合)
- 据置期間満了後の確定年金は、被保険者の年金支払開始年齢により、ご選択いただける年金支払期間に制限があります。



- 将来お受取りになる各年金額は、各年金原資額、基礎率(予定利率、予定死亡率など)および年金の支払管理等に必要な費用に基づき計算されるため、ご契約時には定まっておられません。
- 各年金額が10万円に満たないときは、各年金のお支払を行わず、各年金原資額を各受取人にお支払いし、ご契約は消滅します。
- 各年金額の上限は3,000万円とします。3,000万円を超える場合は各年金額を3,000万円とし、3,000万円を超える部分を将来の各年金支払に代えて、第1回の各年金支払時に一時金としてお支払いします。また、T&Dフィナンシャル生命の他の生命保険に加入されている場合は、他の保険の年金額の総額と、この保険の第1回の各年金額の合計額の上限を3,000万円として、この保険の各年金を支払うものとします。上記合計額が3,000万円を超える場合は、この保険の各年金額を「他の保険の年金額の総額と3,000万円との差額」とします。

各年金について、くわしくは、 「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

5 主な特則・特約について

名称	概要
円貨特則*1 (ご契約時に必ず適用) 介護認知症保障コースのみ	<ul style="list-style-type: none"> ● この特則を適用することにより、主契約の連動通貨は日本円となります。 ● 年金支払開始日以前に限り、主契約の年金支払開始日を変更することができます。 ● この特則のみの解約をすることができません。
軽度介護保障特則*1 (ご契約時に必ず適用) 介護認知症保障コースのみ	<ul style="list-style-type: none"> ● この特則を適用することにより、主契約の介護認知症年金のお支払事由はつぎのとおりとなります。 <ul style="list-style-type: none"> ● 被保険者が据置期間中に公的介護保険制度の要支援1以上または所定の認知症に該当し、介護認知症年金支払日に生存されているとき ● この特則のみの解約をすることができません。

*1 介護認知症保障コースの場合、円貨特則・軽度介護保障特則が必ず適用されます。そのため、介護認知症保障コースの主契約の保障内容については、これらの特則を適用した保障内容を記載しています。

主な特約について

名称	概要
終身保険移行特約 (年金支払開始日を移行日として中途付加可能)	<ul style="list-style-type: none"> ● この特約を付加することにより、年金原資の全部*1を原資とした終身保険に移行することができます。 ● 終身保険移行後、市場価格調整の影響は受けません。 ● この特約のみの解約をすることができません。
介護認知症年金支払移行特約*2 (軽度介護保障特則適用) (終身保険移行後であれば中途付加可能)	<ul style="list-style-type: none"> ● この特約を付加することにより、被保険者が公的介護保険制度の「要支援1」以上に認定または「認知症」と診断確定され、介護認知症年金への移行を請求された場合、解約払戻金の全部*1を原資として将来の保険金等に代えて、介護認知症年金を生涯にわたって受け取ることができます。 ● 年金額が10万円に満たない場合、お取り扱いできません。*3 ● この特約の年金支払開始日以前に限り、この特約を解約することができます。 <p><small>*この特約を付加した場合、軽度介護保障特則が必ず適用されます。そのため、この特則を適用した保障内容を記載しています。</small></p>
指定代理請求特約 (ご契約時もしくは中途付加可能)	<ul style="list-style-type: none"> ● この特約を付加することにより、年金等の受取人である被保険者が年金等を請求できない特別な事情があるとT&Dフィナンシャル生命が認めた場合に、契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人が年金等の受取人の代理人として、年金等を請求することができます。
年金支払移行特約(I型) (契約日から1年を経過している場合に付加可能)	<ul style="list-style-type: none"> ● この特約を付加することにより、解約払戻金の全部*1を原資として将来の保険金等に代えて、年金受取に移行することができます。 ● 年金額が10万円に満たない場合、お取り扱いできません。*4 ● 被保険者の年齢によっては、付加できない場合があります。 ● この特約のみの解約をすることができません。
新遺族年金支払特約 (中途付加可能)	<ul style="list-style-type: none"> ● この特約を付加することにより、死亡保険金の全部または一部を、一時金に代えて確定年金で受け取ることができます。 ● 契約者は死亡保険金の支払事由発生前、年金受取人は年金支払開始日以前に限り、この特約を解約することができます。

*1 この保険の一部に対してこの特約を付加することはできません。

*2 死亡一時金保証期間中に被保険者が死亡した場合、「年金原資額から支払事由が生じた介護認知症年金の合計額を差し引いた金額」に相当する金額を死亡一時金としてお支払いします。

*3 介護認知症年金受取人が、年金支払開始日に介護認知症年金の一括請求をする場合を除きます。

*4 年金の種類が確定年金の場合で、特約年金受取人が、年金支払開始日に年金の一括請求をする場合を除きます。

6 ご契約の引受条件について

据置期間 (ご契約日から年金支払開始日の前日までの期間)	5年	10年
契約年齢 (被保険者の契約日の満年齢)	40~90歳	40~85歳
基本保険金額(一時払保険料)	100万円以上、7億円以下(1,000円単位)*1	
保険料払込方法	一時払	
年金支払開始年齢 (被保険者の満年齢)	確定年金 年金原資確保型終身年金	45~95歳 50~95歳
確定年金の年金支払期間満了日における 被保険者の満年齢	105歳以下	
介護認知症年金受取人 介護認知症保障コースのみ	被保険者	
年金受取人	契約者または被保険者	
死亡保険金受取人	被保険者の配偶者および 親族(6親等内の血族および3親等内の姻族)	

*1 同一の被保険者について、基本保険金額は「無配当生存保障重視型個人年金保険(I型)」「無配当介護認知症保障型個人年金保険(通貨選択・I型)」(すでに加入されているこの保険を含みます)を通算してそれぞれ7億円を超えることはできません。また「無配当生存保障重視型個人年金保険(I型)」の場合、同一の被保険者について、基本保険金額はこの保険(すでに加入されているこの保険を含みます)と、T&Dフィナンシャル生命所定の保険を通算して10億円を超えることはできません。

※この保険は金融情勢等によっては、一部または全部の契約年齢において、お取扱を一時休止する場合があります。



- 一時払保険料等、具体的なお契約の内容については、この「契約概要」と「契約申込書」にて必ずご確認ください。
- 積立利率は契約日によって異なりますので、「設計書」にて必ずご確認ください。

7 配当金について

■この保険は無配当保険ですので、配当金はありません。

8 解約払戻金について

- 据置期間中であれば、この保険は解約・減額することができます。
- 解約の場合の解約払戻金額は、解約日における基本払戻金額と同額となります。ただし、基本払戻金額が解約日における基本保険金額を上回る場合には、解約日における基本保険金額と同額となります。
- 一部解約(基本保険金額の減額)の場合の解約払戻金額は、減額日における基本保険金額の減額部分に相当する基本払戻金額と同額となります。ただし、基本払戻金額が減額日における基本保険金額を上回る場合には、減額日における基本保険金額の減額部分に相当する金額となります。
- 基本払戻金額は、積立金額を対象となる指標金利に応じた運用資産の価格変動の影響と解約控除率を反映させた金額となります。具体的には、積立金額に「1-市場価格調整率-解約控除率」を乗じて計算します。

▶解約控除率について、くわしくは、| P.19 | 「注意喚起情報」をご覧ください。

市場価格調整率について

- 解約払戻金額の計算に用いる利率を設定する時期(毎月1日と16日)と解約払戻金計算基準日(解約日)の間に生じる金利変動や、運用資産の売却にかかる取引費用等に備えるため、解約払戻金額を計算する際の市場価格調整率において所定の率(0~0.05%)を設定しています。
- このため、契約日の基準金利と解約払戻金計算基準日の基準金利が同一であっても、解約払戻金計算基準日の積立金額に対して残存期間に応じて一定率が控除されます。
- 例えば、契約日の基準金利と解約払戻金計算基準日の基準金利が2.5%の場合、残存期間に応じてつぎの率が控除されます。

[所定の率が0.05%の場合の市場価格調整率]

据置期間 5年	残存年数*1	5年*2	4年	3年	2年	1年					
	市場価格*3 調整率	0.2%	0.2%	0.1%	0.1%	0.0%					
据置期間 10年	残存年数*1	10年*2	9年	8年	7年	6年	5年	4年	3年	2年	1年
	市場価格*3 調整率	0.5%	0.4%	0.4%	0.3%	0.3%	0.2%	0.2%	0.1%	0.1%	0.0%

*1 据置期間満了日までの残存年数。

*2 契約日の翌日の率。

*3 小数点第2位を四捨五入して表示しています。



- 解約払戻金額は、一時払保険料(年金支払開始日変更後は基本保険金額)を上回ることはありません。
- 解約払戻金額は、対象となる指標金利の変動および解約控除率の適用により、一時払保険料を下回る可能性があります。

ご参考

所定の率が0.05%の場合の解約払戻金額の計算方法(解約の場合)

[解約日における基本払戻金額 ≤ 解約日における基本保険金額 の場合]

解約払戻金額 = 基本払戻金額

基本払戻金額 = 積立金額 × (1 - 市場価格調整率 - 解約控除率)

市場価格調整率 = $1 - \left[\frac{1 + \text{契約日の基準金利}}{1 + \text{解約日の基準金利} + 0.05\%} \right]^{\frac{\text{月数}^*1}{12}}$

*1 解約日から年金支払開始日の前日までの月数(1か月未満の端数は切り上げます)をいいます。

[解約日における基本払戻金額 > 解約日における基本保険金額 の場合]

解約払戻金額 = 基本保険金額

■終身保険移行特約の付加による終身保険への移行後は、市場価格調整の影響は受けません。

▶市場金利の影響(市場価格調整)のイメージについては、| P.9 | をご覧ください。

9 諸費用について

■ご契約の維持・管理等に必要な費用は、お客さまにご負担いただきます。

▶ご負担いただく諸費用について、くわしくは、| P.19 | 「注意喚起情報」をご覧ください。

契約締結前交付書面 (注意喚起情報)

無配当生存保障重視型個人年金保険(I型):年金重視コース
無配当介護認知症保障型個人年金保険(通貨選択・I型):介護認知症保障コース

- この「注意喚起情報」は、ご契約のお申込に際して特にご注意いただきたい事項を記載しております。ご契約前に内容を十分にご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。
- この「注意喚起情報」のほか、お支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は、**目録「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。**



この保険に係る費用はつぎの合計となります

	項目	費用					
据置期間中	ご契約の維持等に必要費用	積立利率は、「ご契約の維持等に必要費用」、「死亡保険金に関する費用」、「 介護認知症の保障に必要な費用(介護認知症保障コースの場合) 」を控除したうえで定めております。したがって、据置期間中に新たにご負担いただく費用はありません。					
解約または減額をした場合	解約または減額をした場合に必要費用	据置期間中に解約または減額される際には、経過年数に応じてつぎの解約控除率(下表)がかかります。					
		据置期間:5年					
		経過年数	1年未満	1年以上2年未満	2年以上3年未満	3年以上4年未満	4年以上5年未満
		解約控除率	0.75%	0.60%	0.45%	0.30%	0.15%
		据置期間:10年					
		経過年数	1年未満	1年以上2年未満	2年以上3年未満	3年以上4年未満	4年以上5年未満
解約控除率	1.50%	1.35%	1.20%	1.05%	0.90%		
経過年数	5年以上6年未満	6年以上7年未満	7年以上8年未満	8年以上9年未満	9年以上10年未満		
解約控除率	0.75%	0.60%	0.45%	0.30%	0.15%		

※年金支払開始日を変更(据置期間を延長)した場合は、変更基準日からの据置期間中に解約・減額される際、経過年数に応じた解約控除率がかかります。解約控除率は変更基準日に定める率を用いるため、ご契約時には定まっておりません。



この保険に係る費用はつぎの合計となります

	項目	費用
介護認知症年金支払開始日以後、年金支払開始日以後	年金の支払管理等に必要費用	年金額に対して 1.0%*1 (介護認知症年金支払開始日・年金支払開始日以後、毎年の介護認知症年金支払日・年金支払日に控除します)*2 ※年金支払移行特約(I型)、新遺族年金支払特約、介護認知症年金支払移行特約により年金をお受取りになる場合を含みます。

*1 年金の支払管理等に必要費用は将来変更される可能性があります。

*2 つぎの年金額については、年金の支払管理等に必要費用は控除されません。

- 介護認知症年金の場合：介護認知症年金原資保証期間(介護認知症年金支払移行特約の場合は死亡一時金保証期間)の最終年の年金額
- 確定年金の場合：年金支払期間の最終年の年金額
- 保証期間付終身年金の場合：保証期間の最終年の年金額
- 年金原資確保型終身年金の場合：年金原資保証期間の最終年の年金額



- 「みんなにやさしい年金保険2」は、対象となる指標金利に応じた運用資産の価格変動の影響を解約払戻金額に反映させる仕組みとなっており、また死亡保険金額および解約払戻金額を一定金額以下に抑制する一方で、年金原資額、**介護認知症年金原資額(介護認知症保障コースの場合)**について、基本保険金額以上の金額を保証する仕組みの個人年金保険(生命保険)です。
- 死亡保険金額および解約払戻金額は、一時払保険料(年金支払開始日変更後は基本保険金額)を上回ることはありません。
- 解約払戻金額は、対象となる指標金利の変動および解約控除率の適用により、**一時払保険料を下回る可能性があります。**

1 お申込の撤回またはご契約の解除(クーリング・オフ)をすることができます

■ 申込者・契約者をご契約の申込日からその日を含めて8日以内であれば、T&Dフィナンシャル生命への書面(封書*1)での郵送または電磁的記録(メール)によるお申出によりお申込の撤回またはご契約の解除(クーリング・オフ)をすることができます(募集代理店では受け付けできません)。お申込の撤回またはご契約の解除(クーリング・オフ)を行なった場合には、お払込みいただいた金額を全額お返しします。

- ① お申込の撤回等をする旨の文言
- ② お申込者(契約者)の氏名(自署)・住所
- ③ 申込書番号(申込書控の右上または右下に記載されています)
- ④ 返金先口座(金融機関名、支店名、預金種類、口座番号、口座名義人)*2
- ⑤ お申込の撤回等の申出日

*1 お客さまの個人情報保護のために封書にてお送りください。
*2 保険料をお払込みいただいた場合のみご記入ください。
なお、返金先口座はお申込者(契約者)の本人口座に限ります。

〈書面(封書)の送付先〉…8日以内の消印有効
〒114-8790
日本郵便株式会社 王子郵便局 郵便私書箱14号
T&Dフィナンシャル生命保険株式会社 契約課 行
〈メールの宛先〉…8日以内の発信有効
Mail:cs@tdf-life.co.jp

〈お申出のご記入例:書面〉

T
&Dフィナンシャル生命保険株式会社 御中

私は契約の申込の撤回を行ないます。

申込者(契約者)名 ○○○○

住所 ○○○県○○市○○○*

申込書番号 *****

返金先口座 ○○○銀行○○支店

普通 *****

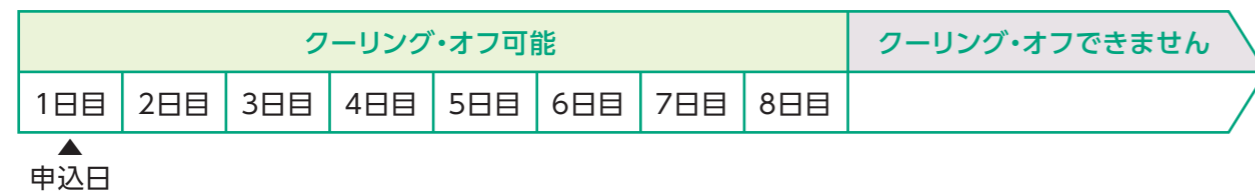
口座名義人 ○○○○

○年○月○日

■ お申込の撤回またはご契約の解除(クーリング・オフ)の書面や電磁的記録の発信時に保険金等のお支払事由が生じている場合には、お申込の撤回またはご契約の解除(クーリング・オフ)の効力は生じません。ただし、お申込の撤回またはご契約の解除(クーリング・オフ)の書面や電磁的記録の発信時に、申込者・契約者が保険金等のお支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。

■ 法人・個人事業主や国・地方公共団体がご契約のお申込をした場合、お申込の撤回またはご契約の解除(クーリング・オフ)をすることはできません。

イメージ図



2 告知欄にはありのままを告知してください

介護認知症保障コースのみ

■ ご契約にあたっては、被保険者の現在の健康状態等について告知書または契約申込書の『被保険者告知欄』でT&Dフィナンシャル生命がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。

■ 告知書または契約申込書の『被保険者告知欄』には、電磁的方法による告知画面または申込画面に被保険者ご自身でご入力*ください。T&Dフィナンシャル生命は、その内容に基づいてご契約のお引受をすることがどうかを決定します。

*書面によるときは、被保険者ご自身でご記入ください。

■ 告知受領権は生命保険会社が有しています。三菱UFJ銀行の担当者(保険販売資格をもつ募集人)は告知受領権がなく、三菱UFJ銀行の担当者に口頭でお話されても告知していただいたことにはなりませんのでご注意ください。

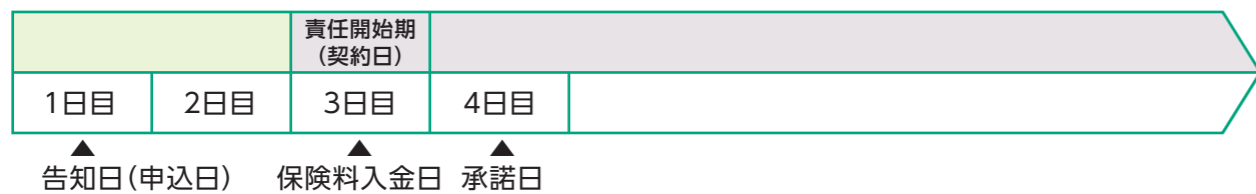
■ T&Dフィナンシャル生命の確認担当職員またはT&Dフィナンシャル生命で委託した確認担当者が、ご契約のお申込後または保険金等のご請求の際、ご契約のお申込内容またはご請求内容等についてご確認させていただく場合があります。

■ 告知いただくことからは、告知書または契約申込書の『被保険者告知欄』に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、契約日から2年以内であれば、T&Dフィナンシャル生命は「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。なお、契約日から2年を経過していても、保険金等の支払事由等が2年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。

3 T&Dフィナンシャル生命が承諾した場合、一時払保険料相当額の受取と告知が完了した時からご契約上の責任を開始します[責任開始期と契約日]

- T&Dフィナンシャル生命がお申込みいただいたご契約の引受を承諾した場合、一時払保険料相当額の受取と告知(年金重視コースの場合、告知は不要)が完了した時からご契約上の責任を開始します。契約日はT&Dフィナンシャル生命の責任開始の日となります。
- 三菱UFJ銀行の担当者(保険販売資格をもつ募集人)は、お客さまとT&Dフィナンシャル生命のご契約締結の媒介を行なう者で、ご契約締結の代理権はありません。したがって、ご契約は、お客さまからのご契約のお申込に対してT&Dフィナンシャル生命が承諾したときに有効に成立します。

イメージ図(告知の後に保険料を入金した場合)



4 つぎのような場合には、死亡保険金等をお支払いできないことがあります

- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約が告知義務違反により解除となった場合(介護認知症保障コースの場合)
 - 死亡保険金を詐取する目的で事故を起こしたとき(未遂を含む)や、契約者、被保険者、介護認知症年金受取人、年金受取人または死亡保険金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき等の重大事由により、ご契約が解除となった場合
 - ご契約の締結に際しての詐欺行為により、ご契約が取り消された場合や、死亡保険金または介護認知症年金の不法取得目的により、ご契約が無効となった場合(この場合、払い込まれた保険料は払い戻しません)
 - 死亡保険金または介護認知症年金の免責事由に該当した場合(例えば、契約日からその日を含めて2年以内に被保険者が自殺した場合や契約者・死亡保険金受取人の故意によって被保険者を死亡させた場合等)
- ▶ その他保険金等をお支払いできない場合について、くわしくは、[「ご契約のしおり・約款」](#)をご覧ください。

5 解約払戻金額は、一時払保険料を下回ることがあります

- この保険の解約払戻金額には市場価格調整率、解約控除率が適用されるため、対象となる指標金利の変動、解約控除率の適用により、**一時払保険料を下回る可能性があります。**
- ▶ 解約払戻金額の計算について、くわしくは、[P.17](#) | [「契約概要」](#) [8](#) | [「解約払戻金について」](#)をご覧ください。

6 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険金額等が削減されることがあります

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険金額等が削減されることがあります。
- T&Dフィナンシャル生命は、生命保険契約者保護機構に加入しております。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがあります。ただし、この場合においても保険金額等が削減されることがあります。

生命保険契約者保護機構: TEL 03-3286-2820
 [月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～正午、午後1時～午後5時]
 ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

- ▶ くわしくは、[「ご契約のしおり・約款」](#)をご覧ください。

7 この保険は生命保険であり、預金ではありません


■ この保険は、T&Dフィナンシャル生命を引受保険会社とする生命保険ですので、預金とは異なり元本保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません。

8 現在のご契約を解約・減額することを前提に、新たなご契約のお申込をされる場合、契約者にとって不利益になる場合があります

- 現在T&Dフィナンシャル生命または他社等でご加入されているご契約を解約または減額するときには、一般的につきの点について、契約者にとって不利益となる場合があります。
 - 解約払戻金は、お払込保険料の合計額より少ない金額となる場合があります。特にご契約後短期間で解約された場合の解約払戻金は、まったくないかあってもごくわずかの場合があります。
 - 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失う場合があります。
 - 新たにお申込のご契約について、被保険者の健康状態等によりお断りする場合があります。
 - 現在ご加入されているご契約を解約された場合、一度解約されたご契約は元に戻すことはできません。また、現在ご加入されているご契約を減額された場合、元の契約に戻す(復旧)取扱に制限を受けることがあります。
 - 保険料の基礎となる予定利率等は、現在のご契約と新たなご契約とで異なる場合があります。例えば、新たなご契約の予定利率が現在のご契約の予定利率より低い場合、通常、主契約等の保険料が高くなります。

※保障の見直しにあたっては、契約転換制度を利用する方法や増額・中途付加をする方法等もありますので、あわせてご確認ください。

9 この保険にはつぎのようなリスクがあります

- この保険は、対象となる指標金利に応じた運用資産の価格変動の影響を解約払戻金額に反映させる仕組みとなっており、また死亡保険金額および解約払戻金額を一定金額以下に抑制する一方で、年金原資額、**介護認知症年金原資額(介護認知症保障コースの場合)**について、基本保険金額以上の金額を保証する仕組みの個人年金保険(生命保険)です。
- 死亡保険金額および解約払戻金額は、一時払保険料(年金支払開始日変更後は基本保険金額)を上回ることはありません。
- 解約払戻金額は、対象となる指標金利の変動および解約控除率の適用により、**一時払保険料を下回る可能性があります。**
-  この保険特有のしくみについて、くわしくは、| P.30 | 「**注意喚起情報 15** この保険特有のしくみについて」をご覧ください。

10 借入を前提としたお申込はお取り扱いしていません

- 保険料を借入金で調達した場合は、解約払戻金額等が借入金および借入金にかかる利子の合計額を下回り、借入金等の返済が困難になることがあります。したがって、お払込保険料に充当するための借入を前提としたお申込はお取り扱いしていません。

11 税金のお取扱いについて

払込保険料

お払込みいただいた保険料は、お払込みいただいた年の生命保険料控除の対象となります。

解約払戻金

解約払戻金と払込保険料の差額(解約差益)は下記のお取扱いとなります。

年金の種類	ご契約後5年以内の解約	ご契約後5年超での解約
確定年金	源泉分離課税	所得税(一時所得)+住民税
年金原資確保型終身年金	所得税(一時所得)+住民税	

(終身保険への移行後)

所得税(一時所得)+住民税の対象となります。

死亡保険金

契約例			課税のお取扱い
契約者	被保険者	死亡保険金受取人	
本人	本人	配偶者	相続税
本人	配偶者	本人	所得税(一時所得)+住民税
本人	配偶者	子	贈与税

※契約者(=保険料負担者)と被保険者が同一人で、死亡保険金受取人が相続人の場合、相続税法第12条の適用により、他の死亡保険金等と合算して、「生命保険金の非課税枠(500万円×相続税法で定める法定相続人数)」まで非課税となります。

年金

契約者が年金受取人の場合、下記のお取扱いになります。

年金の種類	毎年の年金のお受取時	年金支払開始日に年金原資を一括受取する場合		年金支払開始日後、年金の現価等を一括受取する場合
		ご契約後5年以内	ご契約後5年超	
確定年金	所得税(雑所得)+住民税	一括受取の金額と払込保険料の差益が源泉分離課税	所得税(一時所得)+住民税	所得税(一時所得)+住民税
年金原資確保型終身年金				

※指定代理請求特約を付加し、指定代理請求人が年金を請求した場合においても、税金のお取扱いは同様となります。

※契約者が年金受取人でない場合は、年金受取人に対して年金支払開始時に相続税法上の年金受給権評価額に対して贈与税が課税されます。

介護認知症年金(主契約による介護認知症年金、介護認知症年金支払移行特約による介護認知症年金)

介護認知症年金	毎年の介護認知症年金のお受取時
据置期間中にお支払事由が生じた主契約による介護認知症年金 介護認知症保障コースのみ	非課税
据置期間満了後にお支払事由が生じた介護認知症年金支払移行特約による介護認知症年金	所得税(雑所得)+住民税*

*契約者(=被保険者)が介護認知症年金受取人の場合。

※主契約による介護認知症年金の介護認知症年金原資保証期間中に死亡した場合のお支払金額、および介護認知症年金支払移行特約を付加した場合の死亡一時金には相続税法第12条が適用されません。

※指定代理請求特約を付加し、指定代理請求人が介護認知症年金を請求した場合においても、税金のお取扱いは同様となります。



指定代理請求人が請求した介護認知症年金を被保険者のための費用(治療費や入院費等)以外に使用した場合、指定代理請求人に対し**贈与税や所得税が課せられる可能性があります。**



くわしくは、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

税制については2026年4月現在の内容について記載しておりますが、今後変更される可能性がありますのでご注意ください。個別の税務等詳細についてはお近くの税務署にご確認ください。

12 苦情・相談窓口について

- 生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・相談につきましては、つぎのお問合せ先へご連絡ください。

お問合せ先

T&Dフィナンシャル生命 お客様サービスセンター

受付時間 9:00~17:00(土・日・祝日等を除く)

 **0120-302-572**

- この保険に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。
(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

ホームページアドレス

<https://www.seiho.or.jp/>

生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヶ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決が見つからない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

※お問合せ先については、(一社)生命保険協会のホームページでご確認いただくか、T&Dフィナンシャル生命お客様サービスセンターまでご照会ください。

13 保険金等のお支払について

- お客さまからのご請求に応じて、保険金等のお支払を行ないますので、保険金等のお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかにT&Dフィナンシャル生命お客様サービスセンター(TEL:0120-302-572)にご連絡ください。
- お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、「ご契約のしおり・約款」・T&Dフィナンシャル生命ホームページにも記載しておりますので、あわせてご確認ください。
- T&Dフィナンシャル生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なお案内ができないおそれがありますので、契約者のご住所等を変更された場合には、必ずご連絡ください。
- 保険金等のお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金等のお支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合等にはご連絡ください。
- 指定代理請求特約を付加された場合には、お支払事由および代理請求できる旨を指定代理請求人にお伝えください。

14 積立利率について

- 積立利率は毎月2回(1日と16日)設定され、お申込から契約日の間に積立利率が変更となった場合、変更後の積立利率が適用されます。
- 積立利率は基準金利に最大1.5%を増減させた範囲内でT&Dフィナンシャル生命の定めた率から、ご契約の維持等に必要な費用を差し引いて設定されます。



「積立利率」は契約日によって異なりますので、「設計書」にて必ずご確認ください。

15 この保険特有のしくみについて

- 「みんなにやさしい年金保険2」は、据置期間中の保障などを抑制して年金原資を大きくする、特有な仕組みの個人年金保険(生命保険)です。
- 死亡保険金額は、基本保険金額と同額となります。
- 解約払戻金額は、基本払戻金額と同額となります。ただし、基本保険金額を上限とします。(基本払戻金額が基本保険金額を上回る場合は、基本保険金額と同額となります。)

この保険特有のしくみ〈イメージ〉

据置期間中の**死亡保険金額**と**解約払戻金額**を抑制して **年金原資を大きくするしくみ**



解約払戻金額は、対象となる指標金利の変動および解約控除率の適用により、**一時払保険料を下回る可能性があります。**